

小・中学校に通うお子さんを  
お持ちの保護者の皆様へ



# 安来市は お子さんの学びを 支えます

## 安来市の就学援助制度について

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を行い、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

安来市では、経済的な理由により、給食費や学用品費などの支払いが困難なご家庭に対し、それらの費用の一部を援助しています。

申請を希望される方は、安来市教育委員会または各学校に申し出てください。手続きに必要な申請書等をお渡しします。



なお、4月からの認定分については

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日（ ）までに、申請書を提出してください。

### 【お問い合わせ先】

〇〇〇学校担当者（TEL \_\_\_\_\_） または  
安来市教育委員会・学校教育課（TEL 23-3235）

# 就学援助制度 Q & A

## Q1. 就学援助を受けられるのは？

次の認定要件のいずれかに該当される世帯です。

認定要件	添付書類
①生活保護が停止または廃止になった	廃止または停止の証明書 市民税・県民税（所得・課税）証明書
②市県民税が非課税になった	市県民税非課税証明書
③市県民税が減免になった	減免決定通知書の写し
④個人事業税が減免になった	
⑤固定資産税が減免になった	
⑥国民健康保険税が減免になった	決定・許可通知書の写し
⑦国民健康保険税の徴収の猶予を受けた	徴収猶予決定通知書の写し
⑧児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し または認定通知書の写し
⑨その他教育委員会が適当と認める場合	市民税・県民税（所得・課税）証明書 提出を必要とされる書類

(注) 援助を受けるためには、毎年度申請が必要です。

## Q2. 申請の方法は？

学校及び教育委員会に申請書がありますので、記入のうえ、必要な添付書類を添えて提出してください。複数の認定要件に該当する場合は、いずれか1つの書類をご準備ください。

## Q3. 就学援助費の内容は？

学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費・日本スポーツ振興センター掛金  
校外活動費・修学旅行費・学校給食費・PTA会費・生徒（児童）会費・クラブ活動費

※上限があります。 ※領収書の提出が必要な費目があります。

## Q4. 申請の時期は？

各学校または教育委員会で年間を通じて随時受け付けています。

ただし、4月からの認定分については、学校で指定された日までに提出してください。

## Q5. 審査は？

申請を受けた後に教育委員会で審査を行い、結果については学校を通じてお知らせします。

## Q6. 支給の方法は？

各学校を通じて支給されます。